

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

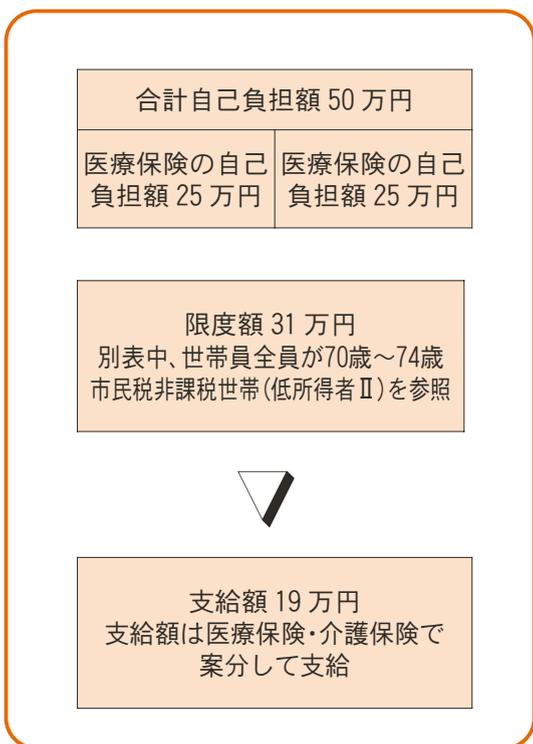


高額医療・高額介護合算療養費制度とは

高額医療・高額介護合算療養費制度は、医療保険と介護保険の両方利用している世帯の負担を軽減する制度です（利用が片方だけの場合は、対象となりません）。

世帯内の同じ医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療等）の被保険者全員が、1年間（8月1日～翌年7月31日）に自己負担した医療保険・介護保険の合計額が、別表の限度額を超えた場合に、その超えた額を支給します。

例) 世帯全員が70歳～74歳で
市民税非課税世帯(低所得者Ⅱ)の場合



※70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1カ月につき2万1000円以上を複数回支払った場合のみ、合算の対象となります（高額療養費と同様）。

※自己負担限度額を超えた額が、5000円以下の場合には支給の対象となりません。

別表（高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額）

(注) かっこ内は初年度（平成20年4月～平成21年7月）の限度額

所得区分	医療保険＋介護保険 (70歳未満)	医療保険＋介護保険 (70歳～74歳)	後期高齢者医療制度＋介護保険 (75歳以上)
現役並み・上位所得者	126万円 (168万円)	67万円 (89万円)	67万円 (89万円)
一般	67万円 (89万円)	56万円 (75万円)	56万円 (75万円)
低所得者	34万円 (45万円)	31万円 (41万円)	31万円 (41万円)
		19万円 (25万円)	19万円 (25万円)

※現役並み所得者・上位所得者…後期高齢者医療制度、国民健康保険制度における所得区分

※低所得者Ⅱ…世帯員全員が平成20年度市民税非課税の世帯

※低所得者Ⅰ…世帯員全員の所得が0円となる人（年金収入は年額80万円以下の人）

支給要件・支給額

この制度は、通常8月1日から翌年7月31日までの医療保険と介護保険の自己負担額をもとに支給額を計算しますが、平成20年4月から制度が始まったため、平成21年度に限り次のように支給計算します。

①平成20年8月1日から平成21年7月31日までの医療保険と介護保険の自己負担が別表の限度額を超える場合、超えた金額

②平成20年4月1日から平成21年7月31日まで16カ月間の自己負担額が別表のかつこ内の限度額を超える場合、超えた金額

①・②により計算した支給額を比べ、どちらか多い方の金額を支給します。

申請方法

基準日(7月31日)に加入していた医療保険者が、申請窓口になります。

▽国民健康保険・後期高齢者医療の加入者

支給対象となる被保険者には来年1月にお知らせを送付します。お知らせが届いた場合は、市役所保険課、各地域局および各市民センターで申請してください。

▽国民健康保険・後期高齢者医療以外の医療保険に加入者

基準日(7月31日)に加入していた医療保険窓口へ給付申請をしてください。

※申請時に介護保険の自己負担額証明書の添付が必要となります。健康保険証、介護保険被保険者証、印鑑、預金通帳を持参し、保険課介護保険係で証明書交付の手続きをしてください。

制度について、不明な点や具体的な手続きなどについての詳細は、お問い合わせください。

■問い合わせ 保険課健康保険係(TEL)0258)、介護保険係(TEL)0299)、各地域局地域振興課住民福祉係

シリーズ 市の情報化 ⑧

工事着手について

高梁西地区ケーブルテレビ網整備工事2工区(備中地域の一部)について、平成22年1月から工事に取り掛かります。これにより、川上地域および備中地域において、ケーブルテレビ網の整備が完了します。

自設柱への協力について

川上地域(一部備中地域含む)ケーブルテレビ網整備において、自設柱を建てる場所を調査しています。建柱予定場所の土地所有者には、順次ご連絡させていただきます。また、ご協力いただける土地

なりわいビジョンの停止について

平成22年1月中旬から、なりわいビジョンの伝送路広帯域化改修工事に係る機器の交換作業のため、サービスが地域ごとに2時

所有者には、委託業者が土地の賃貸借契約に伺います。
▽委託業者：株シー・エー・トラスト
※身分証明書を携帯しています。

間程度停止することがあります。なお、サービスが停止する詳しい期間については、なりわいビジョンの番組を通じて、事前にご案内します。

工事等でご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 総合政策課総合政策係(TEL)0286)